

お墓の悩み相談室

～手続き編～



事務手続き窓口



管理事務所（モアイ像横）

納骨やご法要の予約、住所変更手続、管理料制度の切替相談、各種お支払いなどのお客は管理事務所にお越しください。

ご法要施設



滝之太陽殿（旧管理事務所）

ご法要（礼拝堂・会食）のお客はご法要当日、滝之太陽殿にお越しください。

※ 滝之太陽殿では事務手続・ご法要予約申込を行うことはできません。

手続きがインターネットからお申込可能に！

お申込みには3つの方法があります。



インターネット



電話



窓口

事務手続き窓口の混雑状況

- ◎ 混雑日 / 5月～10月の土日祝
- ◎ 混雑の時間帯 / 10:00～13:00

受付の迅速化に努めていますが、長時間（30分以上）お待ちいただくことがあります。

手続きを希望する方は、真駒内滝野霊園管理使用規定の内容を確認・承諾のうえ、お申込みください。

かんたん！ 便利！ 早い！

インターネットでお申込み！

遠方にお住まいの方などに便利なインターネットでのお申込手順をご案内します。

お申込手順

- STEP 1 お客様情報のご入力
- STEP 2 霊園から郵送で届いた書類内容を確認
- STEP 3 必要書類を揃えて返信用封筒で返送
- STEP 4 手続完了



電話やインターネットで事前のお申込みをお勧めしています！

■ インターネットでのお申込みはこちら ➡ <https://www.takinoreien.com/> 真駒内滝野霊園

■ 電話でのお申込みはこちら ➡ ☎ 011-592-1223 受付時間 / 9:00～16:00



※ 納骨手続のお申込みは、納骨予定日の10日前までをお願いします。 ※ 午前中はお電話が集中します。比較的繋がりのよい時間帯：14:00～16:00

墓所使用許可証^{※1}

※ 名義変更と管理料制度の切替手続には原本が必要です。

墓所使用許可証とは、真駒内滝野霊園が交付する『お墓の権利証』です。お墓の建立・名義変更の手続きを行ったお客様へ交付しています。名義変更手続には墓所使用許可証の原本を必ずご提出ください。

許可証を紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。

- 権利者の印鑑登録証明書
- 印鑑（実印） ● 手数料 / 2,200円

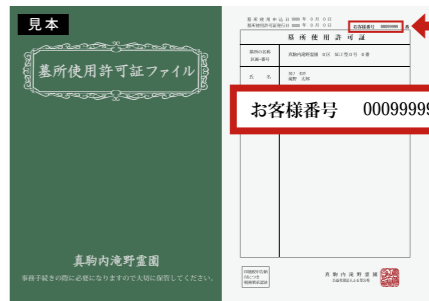
※ 供養墓：供養墓使用証明証

※ 1 墓所使用許可証と永代使用許可証は同一のものです。交付年度により名称が異なります。新しい墓所使用許可証は、手続完了後（納骨予定がある場合は納骨日）から30日以内に権利者へ簡易書留で発送します。なお、提出された旧墓所使用許可証は霊園で処分します。

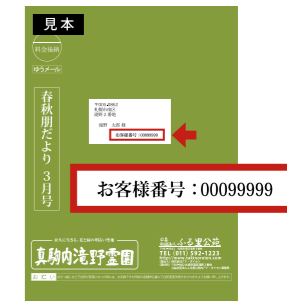
お客様番号

手続のお問合せやお申込みには、「お客様番号（整理番号）」が必要です。お客様番号は墓所使用許可証（永代使用許可証）や供養墓使用証明証、朋だよりなどを発送する際の封筒類に記載しています。

墓所（永代）使用許可証



朋だよりなどの封筒類



名義変更手続

※ 供養墓使用者、有期限制度利用者は手続不要（管理使用規定第16条1項参照）

※ 管理預託金制度利用者は管理使用規定第9条4項により、承継（名義変更）手続はできません。ただし、管理料一括制度への切替を承諾した場合はこの限りではありません。

権利者が死亡した場合は、名義変更手続が必要です。

慣習に従い長男が継ぐケースが多数でしたが、近年では兄弟姉妹の話し合いで決定することが多くなりました。お客様のご事情にそって今後の管理料の支払方法を選択することもできます。まずはご親族間でお話し合いください。

■ 権利者死亡による名義変更の場合

申請書類

墓所手続申請書

必要なもの

- 墓所使用許可証（永代使用許可証）^{※1}
- 現権利者の死亡確認書類^{※2}
- 続柄がわかる戸籍謄本類（戸籍謄本/戸籍抄本/除籍謄本/除籍抄本など）
- 新権利者の本籍入り住民票 [個人番号（マイナンバー）の記載がないもの]
- 新権利者の印鑑登録証明書
- 新権利者の印鑑（実印）
- 手数料 / 11,000円

※ 2 納骨手続と同時に名義変更手続を行う場合は火葬（改葬）許可証を死亡確認書類とします。

※ 申請内容により、全相続人からの同意書および印鑑登録証明書などが必要となる場合があります。

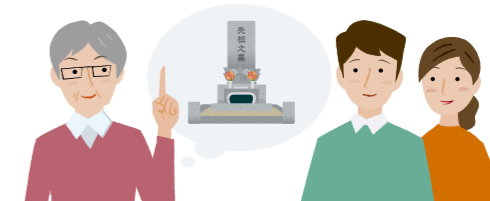
■ 生前名義変更の場合

申請書類

墓所手続申請書・墓所使用に関する同意書

必要なもの

- 墓所使用許可証（永代使用許可証）^{※1}
- 続柄がわかる戸籍謄本類（戸籍謄本/戸籍抄本/除籍謄本/除籍抄本など）
- 新権利者の本籍入り住民票 [個人番号（マイナンバー）の記載がないもの]
- 現権利者と新権利者の印鑑登録証明書
- 現権利者と新権利者の印鑑（実印）
- 手数料 / 11,000円



※ 手数料などの価格は消費税10%に基づく金額です。